

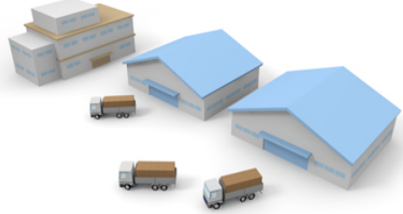
工場立地法の緑地率等を緩和します！

本市ではこれまで工場立地法の緑地率等については、国が定めた全国統一のルールを適用してきましたが、同法では市町村が地域の実情に応じ独自のルールを制定できることから、既存敷地の高度利用をより促進するため、環境に配慮しながら市独自の緑地面積率等を定めた条例を制定し、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内産業の活性化を図ります。


【工場立地法とは】

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的に作られた法律です。

【工場立地法の概要（国のルールの場合）】

		敷地
<p>工場の建物や駐車場、構内道路など 敷地面積の75%以内</p> 	環境施設	敷地面積の25%以上
	環境施設のうち、緑地	敷地面積の20%以上

【国と新潟市が定めるルールの比較】

区分	(現行) 国が定める全国統一ルール 環境施設面積率		 本市の実情に 即した 設定が可能に	(変更案) 新潟市が新たに定めるルール 環境施設面積率	
	準工業地域	敷地面積の 25%以上		緑地面積率 敷地面積の 20%以上	15%以上
工業地域・工業専用地域			10%以上	緑地面積率 5%以上	
市街化調整区域			10%以上	緑地面積率 5%以上	

※住居系、商業系の用途地域については現行どおりとします。また、新たに引き下げを行う上記の区分についても、周辺の地域の生活環境への十分な配慮を引き続き求めます。